

日上市休業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日上市中小企業振興基本条例（平成30年条例第23号。以下「条例」という。）第4条の規定並びに条例第9条第2号、第3号及び第5号に規定する基本方針に従い、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、小学校等の臨時休業に対応した個人事業主に対し支援金を交付することについて、日上市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の交付対象)

第2条 支援金の交付対象（対象者、交付要件、交付額及び限度日数）は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第4条の規定による補助金等交付申請書の様式は、日上市休業支援金交付申請書（様式第1号）とする。

2 日上市休業支援金交付申請書に添える書類は別に定めるものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第4条 規則第5条の規定による補助金等交付決定審査調書の様式は、日上市休業支援金支給要件確認書（様式第4号）とする。

2 規則第5条の規定に基づく交付の適否を決定するときは、規則第6条の3に規定する交付すべき補助金の額の確定を併せて行うこととする。

(実績報告)

第5条 交付対象者は、規則第6条の2による補助事業等実績報告書に係る書類の全部の提出を省略することができる。

(交付の請求)

第6条 交付対象者が補助金等交付請求書を提出するときは、規則第8条ただし書の規定に基づき、同条各号に掲げる書類の全部の提出を省略することができる。

2 補助金の確定額が補助金等交付申請書に記載の申請額と同額である場合は、補助金等交付請求書の提出を省略することができる。

3 前項の規定に基づき、補助金等交付請求書の提出を省略した場合は、補助金等確定通知書（補助金等確定通知書を省略したときは、補助金等交付決定通知書）に記載の日に請求があったものとみなす。

(証拠書類の保存)

第7条 規則第12条に規定する相当期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

附 則

この要綱は、令和4年5月6日から適用する。

別表

<p>対象者</p>	<p>次に掲げる全ての事項に該当する者</p> <p>(1) 小学校等^{※1}の臨時休業等^{※2}に対応した保護者であるため、休業を余儀なくされた個人事業主</p> <p>(2) 交付申請対象となる小学校等の臨時休業等の日以前から本市内に事業所等を有する者又は本市内に住民登録のある者</p> <p>(3) 小学校等の臨時休業等に対応した保護者であることを証する書類を提出できる者</p> <p>(3) 申請時点において、本市の市税に未納がない者</p> <p>(4) 日立市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条各号で定める暴力団関係者でない者</p> <p>※ 父母の両方が個人事業主である場合は、どちらか片方が休業した日のみを対象とする。</p>
<p>交付要件</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たす者</p> <p>(1) 厚生労働省が実施する「小学校休業等対応支援金」の支給対象でないこと。</p> <p>(2) 茨城県が実施する「営業時間短縮要請協力金」の支給対象でないこと。</p>
<p>交付額</p>	<p>厚生労働省が実施する「小学校休業等対応支援金」の支援金額と同額</p> <p>(1) 令和4年1月～2月 5,500円/日※</p> <p>(2) 令和4年3月～6月 4,500円/日※</p> <p>※ 対象期間中に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象区域であった場合は7,500円/日</p>
<p>限度日数 (交付対象日数)</p>	<p>(1) 令和4年1月1日（土）～令和4年3月31日（木） 上限10日間</p> <p>(2) 令和4年4月1日（金）～令和4年6月30日（木） 上限10日間</p> <p style="text-align: right;">合計20日間</p> <p>※ いずれも日祝日除く。</p> <p>※ 令和3年度に日立市休業支援金の交付を受けた者は、(1)の期間においては、令和3年度の日立市休業支援金の交付を受け休業した日以外の日を令和4年度の交付対象日とすることができる。</p> <p>※ 令和3年度に日立市休業支援金の交付を受けた者で、その交付日数が16日間以上であったものは、令和4年度においては、(1)の交付対象日数と合わせて25日間を上限に申請することができる。</p> <p>※ (2)の期間においては、令和3年度の実績によらず申請することができる。</p>

※1 小学校、特別支援学校（全ての部）、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、放課後児童クラブ等

※2 小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業やオンライン授業、分散登校、自治体や放課後児童クラブ・保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合も対象